

理美けんぽ通信

《TOPICS》

- ◆◆◆ 令和6年度決算報告
- ◆◆◆ 各種サービスのご案内
- ◆◆◆ 被扶養者資格調査（検認）にご協力ください
- ◆◆◆ 令和8年度より「子ども・子育て支援金制度」が始まります

インフォメーション

- ◆事業報告・その他
 - ・ 令和6年度決算報告
 - ・ 健康診断について
 - ・ 給付状況について
 - ・ 適用状況について
- ◆理美けんぽからのお知らせ
 - ・ インフルエンザ予防接種事業
 - ・ 家庭用常備薬等の特価案内
 - ・ スポーツクラブネサンス秋キャンペーンのお知らせ
 - ・ アプリで禁煙サポート
 - ・ 負傷原因届が届いたら…
 - ・ 特定健診・特定保健指導を受診しましょう
 - ・ 令和7年9月からマイナ保険証がスマホ利用可能に
 - ・ 被扶養者調査（検認）にご協力ください
 - ・ 19歳から23歳の被扶養者認定時の年間収入要件変更について
- ◆令和8年度より「子ども・子育て支援金制度」が始まります

2025

Autumn
No. 30

令和6年度 決算報告

令和6年度事業報告および収入支出決算が、先の組合会において承認されましたのでご報告いたします。

収支報告

令和6年度は、健康保険料収入が62.08億円（前年度比約2.7億円増）となり高い伸びを示しました。

一方で、保険給付費は前年度対比で約2.3億円の増加となり、引き続き医療費適正化対策の強化が必要となります。

また、納付金による支出は、全体の4割となり依然として高い割合を占めています。

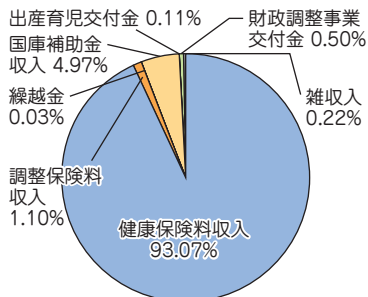
当組合では、保健事業の充実・疾病対策等、組合財政の健全化を図ってまいる所存です。今後とも組合員の皆様にはご理解・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

一般勘定

○収入

単位：千円

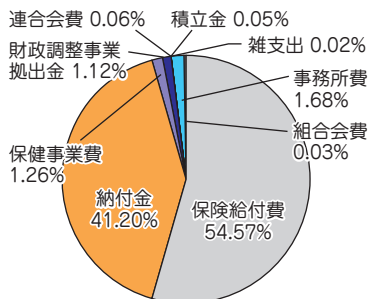
科目	令和6年度決算額
1.健康保険料収入	6,208,993
2.調整保険料収入	73,468
3.繰入金	1,965
4.国庫補助金収入	331,812
5.出産育児交付金	7,268
6.財政調整事業交付金	33,253
7.雑収入	14,724
収入合計	6,671,483



○支出

単位：千円

科目	令和6年度決算額
1.事務所費	110,300
2.組合会費	2,006
3.保険給付費	3,572,159
4.納付金	2,697,150
5.保健事業費	82,335
6.還付金	72
7.財政調整事業拠出金	73,460
8.連合会費	3,894
9.積立金	3,460
10.雑支出	1,324
支出合計	6,546,161



※主な用語の解説

収 入

- ・健康保険料収入
被保険者・事業主の皆さまから納めていただいた健康保険の保険料です。
- ・繰入金
収入の不足を補うため、積立金から繰入れるものをいいます。
- ・財政調整事業交付金
健保組合の財政事情を踏まえ、健保組合の連合組織である健康保険組合連合会から交付される交付金をいいます。

支 出

- ・保険給付費
加入者（被保険者・被扶養者）皆さまの病気、ケガ、出産、死亡などに対する医師の診療（現物給付）や手当金（現金給付）のことをいいます。
- ・納付金
被保険者・事業主の皆さまから納めていただく保険料のうち、高齢者医療制度等の医療費をまかなうために健康保険組合が負担する拠出金をいいます。
- ・財政調整事業拠出金
健康保険組合連合会が、各健保組合に交付する「財政調整事業交付金」の財源となる費用で、すべての健保組合が負担しています。収入科目の「調整保険料収入」から充てられます。

事業報告・その他

▶ 健康診断について

健康診断は、病気を早期発見することにより重症化・長期化を防ぎ、健康増進、医療費の抑制にもつながります。令和6年度の受診率は、64.9%になりました。健康保持や疾病予防を図るためにも、年に一度は必ず健康診断を受診いただくようお願いいたします。

◎年度別 受診者数・受診率

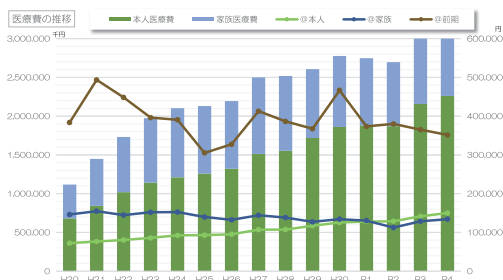
	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
受診者数(人)	9,611	10,601	11,395	9,996	10,280
受診率(%)	69.3	69.7	75.4	65.3	64.9

▶ 給付状況

令和6年度は総医療費が約35億7,216万円（前年度比約2億2,929万円増）、被保険者一人当たりの医療費に換算すると226,186円で前年度比4.7%増となりました。その内訳として、本人医療費は前年度比8,790円（5.9%）増、家族医療費は9,940円（7.1%）増となっています。

なお、前期高齢者の一人当たり医療費は366,185円（前年度比6,886円増）となり、令和6年度は増加に転じました。

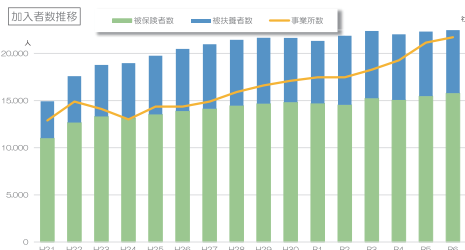
前期高齢者の医療費は拠出金の金額に大きく影響を与えることから、保健事業の充実、疾病予防対策など、前期高齢者の医療費対策が今後も引き続き検討課題となっています。



	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
総医療費(千円)	2,608,487	3,076,542	3,195,276	3,342,868	3,572,159
被保険者1人当たり医療費(円)	179,388	201,793	212,001	216,073	226,186

▶ 適用状況

令和6年度は事業所の加入が22社、削除が8社で計531社、被保険者数は前年度比322人増の15,793人となりました。被扶養者に関しては前年度比171人減の6,683人となりました。扶養率は前年度比0.0152減の0.4326でした。報酬に関しては、令和3年度から増加傾向にあり、令和6年度は前年度比7,626円増の333,733円となっています。また、介護保険該当となる第2号被保険者（40歳～64歳の加入者）に関しては、本人たる第2号被保険者数は、前年度比286人増の6,865人、平均報酬月額額は前年度比6,610円増の388,391円となりました。



理美けんぽでは、以下のサービスおよびキャンペーンを実施しています。皆さまの健康づくりにお役立てください。

9月からインフルエンザの予防接種の申込受付が開始されました。本人のみならず、家族、勤務先関係者など身近な人への感染・重症化予防や医療費負担の軽減にもつながります。

日々の健康管理・維持に欠かせない家庭用常備薬品と健康関連商品を特別価格にてご案内いたします。
お求めやすい特別価格となっておりますので、この機会に是非ご活用ください。

ご好評いただいているスポーツクラブ優待利用サービスでは、秋キャンペーン(令和7年9月13日から令和7年11月9日まで)を実施しています。オトクにスタートできるキャンペーンですので、体力づくりにご活用ください。

[illegible]

理美けんばでは、禁煙による健康増進や受動喫煙防止を目的とし、禁煙サポート事業を実施しています。スマートフォンを活用したオンライン禁煙外来プログラムで、いつでもどこでも自分の空き時間を利用して無理なく卒煙を目指すことができます。

※詳しくは、→ <https://www.ribi-kenpo.com/pdf/nonsmoking/nonsmoking.pdf>

プログラムの参加方法	①スマートフォンにアプリをダウンロード ②ユーザー登録に必要な健保識別番号を入力してプログラムスタート!
対象者	理美けんぽの被保険者・被扶養者
参加費用	無料
申込期間	令和8年3月末日まで

アプリのダウンロードはこちらから↑
または、App Store・Google Playで
「medically」で検索

ユーザー登録に必要な健保識別番号
130975



「負傷原因届」が届いたら、回答期限までにご提出ください

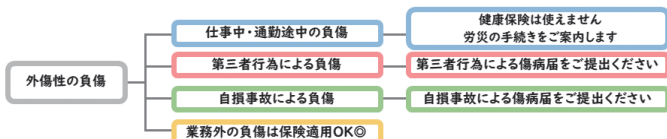
理美けんぽでは、医療機関からの診療報酬明細書（レセプト）により「外傷性の負傷」（骨折、捻挫、打撲など）で受診された場合、その負傷原因を確認するために文書で照会させていただきますことがあります。

「負傷原因届」が届いた際は、回答期限までにご提出をお願いいたします。

*整骨院や接骨院で受診された場合は、当組合が委託している業者から照会のため電話や文書が届く場合があります。

照会の目的

負傷原因によっては、健康保険ではなく労災保険への切り替えが必要な場合や、「第三者行為による傷病届」や「自損事故による負傷原因届」をご提出いただく必要があるため、詳細な原因を把握し、健康保険法に基づき、保険給付の適正化を図るための取り組みです。



● 仕事中や通勤途中にケガに、健康保険は使えません

仕事中や通勤途中の負傷（労災）は、労災保険が適用されるため、健康保険を使用することができません。やむを得ず、労災に該当するケガで健康保険を使用された場合は、必ず労災保険へ手続きが必要ですので、当組合までご連絡ください。



● 「第三者行為による傷病届」をご提出ください

交通事故や暴力など第三者行為により負傷し、健康保険で治療を受ける場合は、「第三者行為による傷病届」の提出が必要です。（相手が不明な場合、自身の過失割合が100%の事故の場合も届出が必要です。）

なぜ届け出が必要なの？

第三者の行為により負傷した場合の治療費は、本来加害者（第三者）が負担すべきものです。健康保険を使用して治療を受ける場合には、加害者が支払うべき治療費を理美けんぽが一時的に立替えることになりますので、後日、加害者に対して請求します。

加害者に対して、理美けんぽが負担した治療費を請求するために「第三者行為による傷病届」の提出が必要です。

第三者行為による負傷



● 「自損事故による負傷原因届」をご提出ください

自損事故の場合も、健康保険で病院を受診される場合には、「自損事故による傷病届」の提出が必要です。

なぜ届け出が必要なの？

自損事故と思われても第三者行為に該当する場合もある他、健康保険で治療するのが正当かどうかを確認する必要があります。

*無免許運転、酒酔い運転等本人に重大な過失、法令違反がある場合等は、健康保険を使用できない場合もあります。

自損事故による負傷



令和7年9月からマイナ保険証がスマホでも使えます

～準備が整った医療機関等で利用いただけます～

医療機関・薬局等の窓口では、顔認証付きカードリーダーにスマホをかざすだけで、オンライン資格確認が可能となるため便利になります。

※マイナ保険証をスマホで利用するには、マイナポータル等でマイナ保険証の利用登録を行った後、自身のスマホにマイナンバーカードを追加する手続きが必要になります。

マイナ保険証をスマホで使うには、マイナンバーカードの健康保険証利用登録が必要になります。初診の場合は、実物のマイナンバーカードも持参してください。



● マイナ保険証をスマホで使うための事前準備

マイナンバーカードをスマホで使うには、下記の①・②の準備を行ってください。

準備するもの

- ・実物のマイナンバーカード
- ・券面入力用暗証番号（数字4桁）
※iPhoneのみ
- ・署名用パスワード
（英数字6桁から16桁）



実物のマイナンバーカード

1 2 3 4

マイナンバーカード券面入力用
暗証番号（数字4桁）

1234ABCD

マイナンバーカードの署名用
パスワード（英数字6～16文字）

マイナポータルアプリ

Androidの場合

最新のマイナポータルアプリから
利用申請が可能です。



iPhoneの場合

最新のマイナポータルアプリから
Appleウォレットに追加できます。
※ios18.5以上のバージョンが必要
です



①健康保険証利用登録

スマートフォンからマイナポータルにログインし、マイナンバーカードの健康保険証利用登録を行います。

②マイナンバーカードをスマホに搭載する

マイナンバーカードのスマホ搭載については、デジタル庁のWebサイトをご覧ください。

スマホ マイナンバーカード

検索

● 非常時におけるマイナ保険証の利用について ～マイナ救急が始まります～

マイナ保険証があれば、旅行先でお薬手帳を持っていない場合でも、これまでの診療・薬剤情報に基づき、より良い医療が受けられます。（医療情報の閲覧は、本人の同意があった場合のみ行われます。）

消防庁は、令和7年10月1日より全国一斉に“マイナ救急”を実施することを公表しました。

マイナ保険証の利用により、救急搬送時等の患者本人の受診歴や服用している薬など説明できない状況でも、救急隊がマイナンバーカードを読み取って医療情報等を把握できるため、救急活動の迅速化・円滑化につながります。

この機会に、マイナ保険証を使ってみましょう。



● 「被扶養者資格調査（検認）」にご協力ください

今年度も「被扶養者調査（検認）」を実施いたします。

これは、保険料負担のないご家族の方（被扶養者）が引き続き扶養の認定条件を満たされているかを確認する調査です。被扶養者の医療費や給付金は、皆さまにお納めいただいている保険料から補っており、扶養の認定条件を満たさない被扶養者が加入していることは、国に納める支援金の負担や医療費の負担増など、健保組合の財政を圧迫し、将来的には保険料負担の増加につながりかねません。

昨年度実施の同調査では、対象者5,951名のうち約4.27%（254名）が扶養の要件を満たしていないことが判明しました。健全な健保組合運営のため、今年度もご理解・ご協力のほどお願い申し上げます。

【令和7年度対象者】

平成 19 年 4 月 1 日から令和6年 12 月 31 日の間に被扶養者認定された方

（該当の方へ 10 月以降送付いたします）

※提出期限までに書類をご提出いただけない場合は、被扶養者資格を喪失することとなりますのでご注意ください。

● 19歳～23歳未満の被扶養者認定における年間収入要件が変わります

令和7年10月1日から19歳以上23歳未満の被扶養者認定の収入要件が、現行の「年間収入130万円未満」から「**年間収入150万円未満**」に変更となります。

これは、令和7年度税制改正において、現下の厳しい人手不足の状況における就業調整対策等の観点から、特定扶養控除要件の見直しおよび特定親族特定控除の創設を踏まえて、見直しが行われたものです。

学生であるかどうかは要件ではなく、年齢と収入により判断されます。ただし、被保険者の配偶者（事実婚を含む）は今回の取り扱いの対象にはなりません。

【年齢要件】

19 歳以上 23 歳未満（扶養認定日が属する年の 12 月 31 日時点での年齢で判定します）

【留意事項】

令和7年10月1日より前の期間について被扶養者認定する場合は、年間収入130万円未満で判断します。

※その他被扶養者認定基準要件に変更はありません。



Q. 年間収入が150万円未満かどうかの判定はどうするの？

A. 現時点の収入または将来の収入見込みなどから、今後1年間の収入を見込むこととなります。

大学生年代の子等に関する特別控除（特定親族特別控除）の創設

従来より、納税義務者に19歳以上23歳未満である特定控除対象扶養親族がいる場合、その納税義務者の前年の総所得金額等から所得税は63万円、住民税は45万円を控除することとされていましたが、令和7年1月1日から12月31日までの収入を基礎とする令和8年度の個人住民税から、合計所得金額が58万円を超える19歳から23歳未満の親族がいる場合においても、納税義務者が受けられる控除額が当該親族の合計所得金額に応じて逡減していく仕組みで新たに設けられました。

令和8年度より「子ども・子育て支援金制度」が始まります

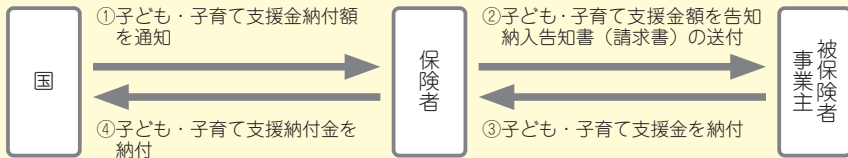
この制度は、社会連帯の理念を基盤に、社会全体で子ども・子育て世帯を応援していくための新しい分かち合い・連帯の仕組みです。

少子化・人口減少が危機的な状況にある中で少子化を改善することは、国の経済・社会システムの維持や労働力確保、国民皆保険の維持にもつながるため、高齢者や企業の皆さまを含む全世代・全経済主体から医療保険料とあわせて支援金を拠出することとなります。

子ども・子育て支援金制度とは？

子ども・子育て支援金は、国が一律に支援金率を示すことになっており、**健康保険組合が国に代わって徴収し、拠出することになっております。**

これは、少子化対策を促進するために、児童手当の拡充、妊婦のための支援給付、育児時短就業給付など様々な施策に充てられます。



いつから始まる？

令和8年4月分保険料（5月納付分）より健康保険料・介護保険料とあわせて、健康保険組合が徴収します。

対象者は？

全ての被保険者の方が対象となります。

支援金の使途

- ・児童手当の拡充（R6.10月分から拡充）
- ・妊婦のための支援給付（R7年度から制度化）
- ・育児時短就業給付（R7年度から実施）
- ・出生後休業支援給付（R7年度から実施）
- ・こども誰でも通園制度（R7年度は希望自治体、R8年度より全国実施）
- ・育児休業期間中の国民年金保険料免除（R8.10月から実施）

保険料はどのくらいになる？

標準報酬月額×支援金率

※被保険者の標準報酬月額により異なります。
詳しくは、子ども家庭庁H'P「子ども・子育て支援金制度の概要について」の「子ども・子育て支援金に関する概算」をご参照ください。

事業主の皆さまに求められることは？

健康保険料とあわせて事業主の皆さまから支援金を拠出いただきます。

給与明細書において、医療保険料と区別して支援金額が表示される取り組みについて、ご理解・ご協力をお願いいたします。



子ども家庭庁

<https://www.cfa.go.jp/policies/kodomokosodateshienkin>



理美けんぽ通信 2025年秋号（2025年10月発行）

編集・発行：全日本理美容健康保険組合

所在地：〒103-0011 東京都中央区日本橋大伝馬町1-7
日本橋ノースプレイス4F

連絡先：TEL03-6661-6106 FAX03-5652-5757

受付時間：月曜～金曜（祝日除く） 9：00～15：00

ホームページ：<http://www.ribi-kenpo.com/>（パソコン・スマホ共通）

